

一 般 質 問

平成28年9月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3番 峯尾 進	町の土地利用計画は
2	13番 成川 保美	生涯学習の重要性と求められる施設について
3	1番 加藤 久美	(1) 町民活動、自治会活動への町のサポート体制と計画は (2) 支援教育における町の取り組みは
4	7番 尾尻 孝和	(1) 後期高齢者医療保険料の「特例軽減」打ち切りの影響と対応は (2) 砂利採取地の埋め戻し復元へ、町としての方向付けは
5	5番 庄司 征幸	地球温暖化対策への取り組みを問う
6	2番 井上 泰弘	職員の意識改革は
7	8番 戸村 裕司	(1) 男女がともに活躍する地域・職場づくりを (2) 里都まちブランドは町民とともに

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

【問】 1 町の土地利用計画は	3番 峯尾 進
<p>第六次総合計画基本構想において、豊かな自然環境と共生した3か所の土地利用計画が盛り込まれました。計画の推進にあたり、都市マスタープランとの整合性を図り、広く町民の理解を得ながら進めることが重要です。町が示した土地利用については、役場周辺において人が集い、交流しての町の中心地たる拠点づくり、インターチェンジ周辺については、産業系の誘致促進、砂利採取跡地利用は、農業系用地の復元など、今後の町づくりに極めて重要な要素が盛り込まれており、町においても地域の活性化を図る必要から、是非とも早期実現していただきたいと思っております。しかしながら実現に向けては多くの課題もあることから、これらの課題を町がどのように捉えて、施策の早期実現に向け、取り組んで行くのか伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、役場周辺の土地利用の規制に対する取り組みは。 2、インターチェンジ周辺の産業誘致施策と周辺的环境対策は。 3、砂利採取跡地利用の構想と将来像は。 	
【町長答】	
<p>私は、本年3月の議会定例会において、「役場周辺」、「インターチェンジ周辺」、「砂利採取跡地」の3つの拠点づくりは、将来にわたって「中井町」の活力を維持し、町民の皆様が「住んで良かった」、「住み続けたい」と感じ、町外の皆様にも「移り住みたい」と思ってもらえるような「まちづくり」を進めることを施政方針にて述べさせていただきました。</p> <p>3つの拠点づくりには、皆様もご存じの様に多くの課題はありますが、一つ一つ課題を解決しながら、進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援ご協力をいただければと思っております。</p> <p>1点目「役場周辺の土地利用の規制に対する取り組みは。」のご質問ですが、第7回線引き見直しにおいて、都市マスタープランの実現を目指し、居住機能、商業機能等複合的な都市機能の導入に向け、神奈川県と市街化区域への編入協議を行ってきましたが、人口減少等の実情から編入には至りませんでした。</p> <p>しかし、人々が集まり、地域の活性化を図る拠点づくりは、次世代への財産として重要であると認識しており、今後は、市街化調整区域のままで賑わいを創出できる拠点づくりの手法を検討してまいります。</p> <p>2点目「インターチェンジ周辺の産業誘致施策と周辺的环境対策は。」のご質問ですが、インターチェンジ周辺につきましては、3月の議会全員協議会において報告をさせていただいたとおり、第7回線引き見直しにおいて、県道秦野二宮線沿い約8haが一般保留区域に位置付けられる予定です。</p> <p>インターチェンジ周辺のポテンシャルを活かした土地利用を図るためには、東側の農用地を含めた拠点の形成が必要だと思っております。県や関係機関と産業拠点の形成に向けた協議を重ね、企業誘致施策に取り組んでまいります。</p> <p>周辺的环境対策については、自然や防災、騒音など町民の生活環境に注意を払いながら対応していきたいと考えています。</p> <p>3点目「砂利採取跡地利用の構想と将来像は。」のご質問ですが、砂利採取事業の許可条件として、事業終了後は、山林は山林に、農地は農地に復元する必要があるとあり、安易に土地利用ができないのが実情です。</p> <p>平成24年2月に、計画的で秩序ある緑地並びに農地等の有効かつ効果的な復元を目指し、協議会を設立しました。</p> <p>今後、この協議会で跡地利用に関する検討を積み重ね、地権者・採取業者・行政の総意による有効な跡地利用に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	

【問】 2 生涯学習の重要性と求められる施設について	13番 成川 保美
<p>中井町農村環境改善センターは、昭和58年に建てられ、バリアフリー化も不十分なまま現在に至っている。町民が一堂に集う時には、重いマットを何枚も敷き、椅子を並べ、その都度大勢の人の労力が必要となっている。本町は周辺市町に比べ、財政状況は豊かだが図書室と合わせても生涯学習を取り巻く施設環境整備の豊かさは残念ながら感じられない。</p> <p>平成18年度に庁舎内の生涯学習施設等整備検討会、平成21年度に生涯学習施設等整備検討委員会が設置され、そこでの報告書によると、いずれも生涯学習施設の整備が求められている。生涯学習施設等の検討がはじめられてから既に10年が経過し、時代の流れは速く変化に対応した施設が求められる。29年度中着工を目前に準備が進められていると思うが、今後の計画についてお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、生涯学習の重要性についてどのように認識しているか。 2、求められる施設の考え方は。 3、基本構想と実施計画の考え方は。 4、建設場所と規模はどのように決定されたのか。その経緯は。 5、現在の図書室の利用状況と、図書管理システムの電算化は必要と考えるが導入の考えは。 	

【町長答】

現在、町では町民だれもが生涯にわたって、生きがいとゆとりを持ち、充実した人生を送ることのできる「生涯学習社会の実現」に向け、関係施策の推進に鋭意取り組んでいます。本年3月には、従来の推進計画を見直し、新たに第三次中井町生涯学習基本計画を策定したところであり、今後とも、多様なニーズに対応した学習機会、学習環境の充実を図り、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってまいりたいと考えています。

それでは、5点の質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1点目「生涯学習の重要性についてどのように認識しているか」についてお答えします。

生涯学習とは、自己の充実や生活の向上などを目的に、生涯にわたって行われる学習活動のことであり、学校教育から、社会教育、文化活動、スポーツ、レクリエーション、ボランティア、企業内教育、趣味活動など、様々な機会や場面において行われるものです。そして、その活動は町民一人ひとりの心の豊かさや生きがいづくりなどにつながるものであり、さらには、その成果は豊かな地域社会の実現やまちづくりにつながっていくことも期待されるものであることから、町にとっても町民の生涯学習活動は大変重要なものであると認識しております。

2点目の「求められる施設の考え方は。」のご質問ですが、農村環境改善センターは、建設から概ね約30年が経過し、バリアフリーの点においても不十分で、使い勝手の悪い部分も見受けられるのが実情です。新たな施設には、バリアフリーへの配慮はもとより、設備の充実など現代社会にマッチした機能を取り込むことは必要不可欠です。

詳細な機能については、まだ、検討していかなければなりません。生涯学習活動を行うだけの施設ではなく、誰もが気軽に立ち寄れる場所とし、町民が互いに教え学び合い、日常的に憩いや交流を持てるような「まちの賑わい」の拠点となる複合施設が必要だと思っています。

3点目の「基本構想と実施計画の考え方は。」についてのご質問ですが、各委員会からも、生涯学習施設の整備が求められ、時代の流れに対応した施設を求めていくことは重々承知しております。既に10年という長きに渡り、検討を進めて参りましたが、早期、着手を図るために、27年度に基本構想を作成いたしました。

基本構想は、「幅広い世代の人々が集い、学び、憩い、交流することで賑わいと地域への愛着を育む」ことを基本理念とし、実現に向けた5つの機能（交流機能、多目的ホール機能、図書機能、学習機能、連携機能）を整理しました。

また、より具体的な機能も資料編にまとめさせて頂いておりますが、これらについては、今後も、町民との調整を踏まえながら考えていく必要があると思っています。

実施計画については、基本構想を基に、町民のみなさんの意見を取り込みながら、基本設計として作成していく必要があります。この基本設計で、施設の間取りや規模、建設場所などを決定し、その後、実施設計を経て着工という運びになります。基本設計から竣工までは、概ね3年半の期間が必要であり、基本構想を作成する過程においても、多くの課題が提起され、その中でも、特に重要視されているのが事業費です。

しかし、私は、それらの課題よりも、将来の町の発展と町民一人ひとりが、生き生きと暮らしていける「環境づくり」が大切だと思っています。生涯学習施設の建設に当たっては、財政負担等の適切な時期を見極め、基本設計に着手したいと思っています。

4点目の「建設場所と規模はどのように決定されたのか。その経緯は。」につきましては、建設場所は、概ね農村環境改善センターの位置に建て替え、規模は、農村環境改善センターと同規模とする方向で検討が進められてきました。

私は、将来の町の為にも役場周辺は、人々が集まり、地域の活性化を図る為の拠点としての整備が必要だと思っています。しかし、役場周辺は市街化調整区域であり、何でも建設、整備できる地域ではありません。そこで、公共施設である生涯学習施設を一つの拠点とし、周辺にバスターミナルや道の駅などを一体的に整備することで、地域の魅力と利便性の向上を図り、まちの賑わいを創出したいと思っています。これらが可能な場所として、ある程度の大きさの敷地が存在する中村川の西側に建設することが最適だと思っています。

5点目の「現在の図書室の利用状況と、図書管理システムの電算化は必要と考えるが導入の考えは」についてお答えします。

農村環境改善センター図書室は、町民の文化の向上、読書の楽しみ、学習の場の確保等を目的に、広く町民に利用されてきました。

平成27年度の農村環境改善センター図書室の利用状況ですが、年間入館者数は大人2,744人、中学生以下の児童1,743人、合計4,487人です。また、年間貸出冊数は5,905冊、蔵書数は24,445冊となっております。

現在の電算化導入に向けての状況は、バーコードラベルを本に装備し、図書検索システムに対応できるよう、すでに準備を進めております。

中井町生涯学習施設の図書機能については、図書の予約と貸出をスムーズに行い、利用者の利便性を高める自動貸出システム、インターネット予約、図書検索システム等が必要と考えています。そして、中井町生涯学習施設の建設に併せて、導入を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<p>【問】3(1) 町民活動、自治会活動への町のサポート体制と計画は</p>	<p>1番 加藤 久美</p>
<p>まちづくりを進める上で重要とされる第六次総合計画の基本理念には、「活力・快適・安心」が柱となり「町民主体のまちづくり」「協働のまちづくり」が指針として大きく示されています。町は、戦略みらい会議、「まちづくり」カフェ、アンケート調査、などを積極的に行なっており、これからのまちづくりに活発な町民の「参加・協働」を念頭に、計画を打ち立てていることが強く感じ取れます。</p> <p>マンパワーが社会的資源として活性化している昨今、本町での自主的な町民活動もゆるやかに活発化しているように感じ、今後の町の支援協力体制にも期待をしたいものです。</p> <p>こうしたことから町は、町民活動、自治会活動を今後どのように支援し、地域活性化に繋げる具体的な計画を打ち立てているのか「町民活動サポートセンター」等の開設を行う予定はないのかを伺います。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>本年3月に策定しました第六次総合計画の基本構想では「活力」「快適」「安心」の三つを基本理念とし、これを実現させるための「まちづくりの進め方」として「参加・協働」を掲げ、町民・企業・行政が連携協力し、相互理解を深めながら、まちづくりを進めていくこととしており、町としては、この方針に基づき今後とも「協働のまちづくり」を進めていきたいと考えております。</p> <p>ご質問の町民活動や自治会活動への支援についてですが、現在、「まちづくり活動支援補助事業」による財政的な支援や「まちづくりパートナー制度」による人的な支援のほか「まちづくり活動備品貸出制度」や「住民活動保険制度」、情報の提供・発信、窓口相談等の支援を行っています。</p> <p>また、自治会活動に対しては、加えて自治会運営費への助成や自治会館の増改築費や補修費に対する助成のほか、自治会役員研修会の実施などの支援を行っており、今後とも町民の地域活動、自治会活動については総合的かつ、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>なお、現在、こうした活動が地域活性化やまちづくりにつながるような「協働の取り組み」に関する具体的な推進計画はありませんが、各支援事業実施に際しては「協働の考え」に基づき各々の事業が、より効果をあげられるよう事業の推進を図っているところであり、今後とも各種事業を適正に進行管理していきたいと考えています。</p> <p>また、町民活動サポートセンター等の開設についてですが、現時点では設置の計画はありません。</p> <p>ただし、前述しました各種活動支援事業については、その多くを地域支援課にて所管していることから、引き続き、地域支援課にて、サポートセンター的な機能や役割を担っていきたいと考えております。</p> <p>町としましては、今後とも、より多くの事業に「協働」の視点を取り入れ、町民や地域が主体となる協働のまちづくりに取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	
<p>【問】3(2) 支援教育における町の取り組みは</p>	<p>1番 加藤 久美</p>
<p>近年、学校教育において、発達障がい・知的障がい等、支援を必要とする子どもたちの数は増加傾向にあり、平成25年度厚労省の発表によれば平成15年度比で2倍に増加しています。</p> <p>こうした障がいは、早期認知と、それぞれの子どものに合った支援環境を整備することにより、症状の緩和や改善が大きく見込まれることが証明されています。そのため、将来的に障がいの枠が外れ、自らの未来を切り開ける大人へと成長する可能性を期待することができるのです。</p> <p>町では現在、支援を必要とされる子どもへ、こども園から中学まで、どのような支援が行われているのでしょうか。次の4点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、幼保小中において、支援を必要とする児童・生徒の情報共有は行われているか。 2、支援を必要とする生徒の進路についての取り組みは。 3、教育者及び学校関係者の障がい支援に対する学びと理解はどの程度行われているのか。 4、専門性を備えた教員・非常勤補助職員等の人員数は不足していないか。 	
<p>【町長答】</p>	
<p>近年の少子化傾向にある中で、議員ご指摘のとおり、特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加傾向にあります。こうした中であって、国においては、教育分野の重要課題は、一人ひとりに応じた指導や支援に加え、障がいのある者と障がいがない者が可能な限り共に学ぶ仕組みを構築することとし、県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、神奈川のインクルーシブ教育が推進されています。本町におきましても、県の支援教育の推進に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもを対象に、様々な課題を抱えた一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことを学校教育の根幹として、子どもの個性や発達に応じた支援をしっかりと行っていますが、ここでは、特別支援教育に対する取り組みについて、教育長よりお答えさせていただきます。</p>	
<p>(教育長)</p> <p>それでは、順次ご質問にお答えさせていただきます。まず、1点目の「幼保小中において、支援を必要とする児童・生徒の情報共有は行われているか」についてのご質問にお答えします。</p>	

早期からの適切な指導を実施することは、その後の教育を進めていく上で大きな効果が期待できるものであることから、町では、保健師や医療機関、カウンセラー等をはじめとする関係諸機関と連携し、顔のみえる関係を密に図っております。

特に、就学にあたっては、中井町就学指導委員会において、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒等への適正な就学指導を行っております。この中では、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、総合的な観点から、就学先や在籍学級を決めています。また、こども園や保育園から小学校へ、小学校から中学校へと適切な支援教育ができるよう、会議や研究会など様々な機会を設定し、情報共有や情報提供を図るなど、校種間で連携し、支援教育の充実に努めております。

次に、2点目の「支援を必要とする生徒の進路についての取り組みは」についてのご質問にお答えします。義務教育の最終段階である中学校としましては、特別支援学級に在籍する生徒の、将来の自立や社会参加をめざした丁寧な進路学習や進路指導、進路相談を実施します。特別支援学級の生徒の進学先は、主に、県立の養護学校ですが、インクルーシブ教育推進の一環として、平成29年度より知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、厚木西高等学校、茅ヶ崎高等学校、足柄高等学校の3校がインクルーシブ教育実践推進校として指定されます。その内の1校である足柄高等学校と中井中学校との間で、連続性に配慮した教育の推進を図る環境づくりが進められ、足柄高等学校を「連携枠」で受検できます。

続いて、3点目の「教育者及び学校関係者の障がい支援に対する学びと理解はどの程度行われているか」についてのご質問にお答えします。

教育者及び学校関係者は、支援を必要とする子ども達への理解を深め、ニーズに応じた指導・技術を高めていくことが必要と考えております。専門的な技術や知識を身に付けるための研修会への参加に加え、町の教育研究会や校内での研究会、ケース会議等を通して、組織的に個別のニーズや障がいへの共通理解を深めております。併せて、個別ニーズを基に保護者と連携を密にとり、個別の支援計画を立て日々の支援教育を進めております。また、学びの具体例としましては、弱視児童の適切な支援教育を図るため、担当者は、平塚盲学校の専門家から指導助言を受けております。今後も、研修の機会の提供や校内研究等の充実に図り、より学びと理解を深めるための取り組みを進めてまいります。

次に、4点目の「専門性を備えた教員・非常勤補助職員等の人員数は不足していないか」についてのご質問にお答えします。

特別支援学級の学級編制の基準は、1学級8人以下とされておりますが、本町の特別支援学級は、中村小学校に2学級、井ノ口小学校に3学級あり、うち1学級は5人在籍、それ以外の学級は、1人から2人の在籍状況にあります。それぞれの学級ごとに教員が配置され、町におきましても、介助員や学習支援者、スクールカウンセラーの配置を行い、本人のニーズや保護者の困り感に応じた支援の充実に図っております。

また、県立養護学校の地域支援担当の教員が学校訪問や保護者との面談を随時行っております。こうした中で、専門的なアドバイスをいただくなど、支援の体制を整えて取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

<p>【問】 4（1）後期高齢者医療保険料の「特例軽減」打ち切りの影響と対応は</p>	<p>7番 尾尻 孝和</p>
<p>安倍内閣は「骨太方針2015」で後期高齢者医療保険料の「特例軽減」打ち切りを表明し、2017年度からそれを実行しようとしています。そこで伺います。</p> <p>1、「特例軽減」の打ち切りにより、中井町の後期高齢者の生活にどのような影響が発生すると認識しているか。</p> <p>2、後期高齢者医療制度導入にあたっての「特例軽減」措置を国は恒久的措置としました。今回の打ち切りは、これを反故にするものです。国に対して国民への約束を守るよう取り組む考えは。</p> <p>3、仮に、打ち切りを強行した場合であっても、県民の暮らし向き、後期高齢者の生活実態を直視し、県独自でもこれを補うよう神奈川県に要請する考えは。</p> <p>4、神奈川県後期高齢者医療広域連合には、少なくとも経過措置を整える責任があります。そのために、県と市町村による緩和措置が必要であり、広域連合として緩和を立案し、県と市町村に提案し協議するよう要請する考えは。</p>	
<p>【町長答】</p>	
<p>後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点に立ち、世代間の負担の明確化を図るために、平成20年度より開始され、県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」により運営がなされています。軽減特例の見直しについては、制度が開始される際に、激変緩和の観点から、政令で定められている軽減率に加え、さらなる軽減措置を行っているもので、毎年度、国の予算措置により実施されており、平成29年度から原則的に本則に戻す方針が示されているところです。</p> <p>1点目の「「特例軽減」の打ち切りにより、中井町の後期高齢者の生活にどのような影響が発生すると認識しているか」の質問についてお答えいたします。保険料の軽減特例が縮小されますと、均等割の軽減については、9割・8.5割軽減が7割に、所得金額58万以下の所得割5割軽減が廃止に、被用者保険の被扶養者であった者の均等割9割軽減が5割軽減（2年限り）となり、保険料負担が増加することから、少なからず生活には影響があるものと認識しております。</p> <p>2点目の「「特例軽減」措置の恒久措置について、国に対して国民への約束を守るよう取り組む考えは」の質問につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合として、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、平成27年6月と11月に低所得者に対する保険料軽減措置について、現行制度を維持することなどを厚生労働大臣に対して要望しております。</p> <p>3点目の「仮に、打ち切りを強行した場合であっても、県独自でもこれを補うよう神奈川県に要請する考えは」の質問につきましては、現在、県は財源負担のうち、定率負担について、町と同じ1/12を負担、保険基盤安定制度においては3/4の負担、また、町負担のない財政安定化基金についても1/3を負担することになっております。軽減特例措置は国の予算措置にて実施しているものであり、都道府県ごとの対応ではなく、後期高齢者医療制度において国が対応すべきものと考えますので、県への要請は現在考えておりません。</p> <p>4点目の「神奈川県後期高齢者医療広域連合には、少なくとも経過措置を整える責任があることから、緩和措置を立案し、県と市町村に提案し協議を要請する考えは」の質問につきましては、平成27年1月の「医療保険制度改革骨子」では、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。とされており、全国後期高齢者医療広域連合協議会の国への要望や、全国町村会の政府予算編成及び施策に関する要望においても、やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることを求めているところであり、具体的な内容についてはまだ示されていないことから、国の動向を注視してまいります。</p> <p>いずれにしましても、後期高齢者医療制度につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合が運営しており、国・県に対する要請等については、必要に応じて県広域連合運営協議会や幹事会などで要請してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>	
<p>【問】 4（2）砂利採取地の埋め戻し復元へ、町としての方向付けは</p>	<p>7番 尾尻 孝和</p>
<p>中井町では、1964年以降から民間の砂利採取業者による山砂利採取が始まり、半世紀が経過しました。最盛期には、年間約50万m³が生産され多くの公共事業に使用されましたが、近年は公共事業の削減などにより生産量も大幅に減少しています。今後10数年で採取そのものは終了が予測されますが、埋め戻し復元はさらに長期の年月をかけた事業が想定されます。</p> <p>砂利採取地の復元は、「砂利採取法」や「森林法」に基づき森林造成計画や緑化計画を遵守することで認可を受けており、砂利採取完了後の復元を有効かつ効果的に実行していくうえで、町としての方向付けを明確にし、関係者・関係機関との協議が欠かせません。</p> <p>町長の打ち出された「砂利採取跡地利用の推進」以前に、砂利採取地の埋め戻し、復元に向かって、町としての方向付けをどのように検討されているか。</p> <p>現時点での検討結果はどのようなもので、今後、中井町・地権者・神奈川県・砂利採取事業者等との協議など、どのように進めようとするのか伺います。</p>	

【町長答】

中井町の砂利採取は、ご承知のとおり昭和39年から採取が始まり、昭和40年代後半には13社による砂利採取が行われておりました。

現在では7社（内2社は洗浄選別のみ）により、田中・古怒田地区の砂利採取区域約112haの内約64haにおいて、砂利採取法などの規定による県の認可及び町砂利採取指導要綱による協議を経て、砂利採取が行われております。

これらの区域による砂利採取は、おおむねこの先10年から15年でその役目を終える見込みであることを踏まえ、計画的で秩序ある緑地並びに農地等の有効かつ効果的な復元を目指し、その方策等を検討するため、平成24年2月に協議会を立ち上げ、1回目の協議会において、これまでの砂利採取地の経緯や状況の確認、砂利採取法や森林法、農地法などの許可基準について確認を行い、その後、土地所有者である地権者の方々にアンケート調査を実施させていただきました。

砂利採取地の埋め戻し、復元にあたっては、諸法令の許可基準に基づき採取業者が森林造成計画、防災施設の整備計画などを作成しており、山林は山林に、農地は農地に復元することが要件となっております。これらの要件を基本としつつ、事業者と協力しながら、土砂災害などが発生しないよう、安全な整地が重要であると考えております。

今後は、現段階で見込まれる復元図面を作成し、改めて協議会の席において、関係者の皆様と協議しながら、緑地や農地などの環境に配慮した有効な跡地利用に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】5 地球温暖化対策への取り組みを問う

5番 庄司 征幸

我が国では、地球温暖化対策として、昨年開かれたCOP21での国際公約をもとに、2030年度に温室効果ガス排出量を、2013年度比26%削減するとした中期目標を設定し、その目標を達成すべく「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。本町でも、今後の方向性を示す「地球温暖化防止対策実行計画」の策定を進めています。温室効果ガスを吸収、削減するという、いわゆる緩和策の強化は重要です。

しかし世界的に見ると、2大排出国である、アメリカや中国の動向や、発展途上国の経済発展により、削減が思うように進まないと思われれます。このような対策は、全国、全世界で画一的な取り組みが必須であり、それがままならない現在の状況下では、増々、温暖化が進行すると考えられます。

本町のような小さな自治体では、「緩和策」よりも、温暖化の進行を前提とし、いかにその悪影響を軽減し、場合によっては有効に活用していく取り組み、いわゆる「適応策」という視点の方が、重要ではないかと考えます。

我が国でも、昨年11月に「適応計画」を閣議決定し、自治体でもそれを踏まえた取り組みが、求められると思われれます。

以上の観点から、今後の方針について伺います。

【町長答】

地球温暖化対策は、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、異常気象による自然災害の頻発、人の健康状態、自然環境など多様な分野に大きな影響があることから、世界的には1992年の気候変動に関する国際連合枠組条約の締結から重要性などが示され、国内においても国や県、市町村が温暖化防止に向けた行動を実践していくこととされております。

本町においては、現有する人と自然が共に生きる環境への負荷の少ない持続発展を実現する町づくりを目的に、平成18年度に中井町環境基本条例を制定し、この施策の基本的な計画を示した環境基本計画に地球温暖化対策を位置付け、平成24年度からは事務事業所として地球温暖化対策実行計画に基づく施策を講じているところあります。

現在、さらに町民、事業所、行政がそれぞれの役割を持ち、踏み込んで実践していくことが重要であることから、町全体で計画的かつ効果的に施策を講じる中井町地球温暖化対策実行計画を策定しているところであります。

このような取り組みをしているなか、国では、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和だけでなく、すでに現れている影響や今後避けられない影響に対して適応していくことが重要であるとし、昨年11月に気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めることとする「気候変動の影響への適応計画」について閣議決定されたところであります。

適応策を講ずるにあたっては、地球温暖化による影響の種類、規模、発現時期など地域によって様々であるため、地域の特性を踏まえた上で、将来の気候変動から影響を受ける分野や、既存施策の活用・改良のほか、町独自の施策だけでなく国や県との適切なサポート体制の確立などが必要であると考えますが、地球温暖化対策は、行政、事業所、町民が一体となり、緩和策と適応策の2つが両輪となって推進していくことが重要であると認識しており、今後も国や県の動向を鑑み取り組んでいきたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】6 職員の意識改革は	2番 井上 泰弘
<p>平成16年の地方公務員法の改正で、「研修に関する基本的な方針」を定めることが地方自治体の責務とされ、多くの自治体で自治省が定めた「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について」等を参考に、「人材育成に関する計画」が策定されました。</p> <p>平成18年版「地方財政白書」では、「地方分権の進展等に対応した質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供するために、職員の意識改革を進めるとともに、時代の変化に対応し新たな課題に適切に対処できる人材の育成・確保が必要である。」と述べられています。そのためには、現在の地方公務員の「意識改革」を行う必要があると指摘しています。</p> <p>このように、自治体職員の意識改革の必要性が叫ばれておりますが、多くの自治体では、相変わらず旧態依然とした仕事のやり方や、考え方の職員は存在していると思われれます。</p> <p>そこで、町として、職員の意識改革についてどのようなことを実施されているのか伺います。</p>	
【町長答】	
<p>平成5年の衆参両院における地方分権の推進に関する決議から20年以上が経過し、この間、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大などが実施され、中井町の判断と責任において、中井町の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現していかなければなりません。</p> <p>その実現のためには、日々の行政活動を担う職員が、旧来の受身的な仕事のやり方から、自立的な仕事のやり方、自ら地域の課題をみつけ、対策を考え、実行し、評価する、仕事のやり方が求められるようになり、チャレンジ思考への意識改革が必要だと認識しております。</p> <p>本町においては、育成すべき職員像を「町民とともに考え、行動し、成果を喜び合える職員」と定めた中井町職員人材育成基本方針を平成17年12月に策定し、職員を人材として、職員の能力・資質の向上を図り、可能性や能力を引き出すため、従来の研修制度を中心とした直接的な人材育成だけでなく、人事管理制度といった間接的に人材育成の機能を有する仕組みも含めて、人材育成という考え方の下に統合し、総合的に職員の人材育成に取り組んでいるところです。</p> <p>具体には、全国的な研修機関である市町村職員中央研修所への派遣研修の実施、経験・職位階層に応じた研修受講の義務化などによる職員研修の充実、自己啓発支援助成金の制度化などの研修制度による人材育成、人事評価制度や希望降任・昇任制度の導入、若手職員に多様な職種を経験させるジョブ・ローテーションの実施など人事管理による人材育成を実施しており、これらの取り組みの一つひとつが、またこれらの取り組みが相乗効果をもたらし、職員の意識改革につながるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>	

【問】7(1)男女がともに活躍する地域・職場づくりを

8番 戸村 裕司

男女共同参画の施策推進は、性別による固定的な役割分担に基づいた社会や組織を変えていくとともに、DVやハラスメントなど、個人の尊厳を傷つける行為や言動を防いでいくことにつながり、より生きやすい社会づくりにつながっていく。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、市町村等でも、行動計画を定め、女性の活躍に向けた取組を積極的に進めることとされた。町の行動計画の中では、女性職員の平均継続勤務年数が男性職員のそれを上回り、全員が育児休業を取得しているものの、長時間労働がワーク・ライフ・バランスを阻害していることも浮き彫りになっている。町が率先して職場環境を整えることで男女共同参画の意義を確認し、同施策推進に一層取り組むべきであると考え、質問します。

- 1、各種審議会やまちづくりカフェといった取り組みへの女性の参画状況は。
- 2、男女共同参画懇話会の啓発等の取り組みの現状と課題は。
- 3、女性の採用試験受験者を増やす取り組みは。また、ホームページ等で広報する考えは。
- 4、長時間勤務等の是正や男性職員の育児休業等取得を促す「イクボス宣言」の活用は。

【町長答】

少子高齢化の進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化など、社会の状況が急速に変化するなか、これからのまちづくりや地域活性化を進めていくためには、男女がともに社会のあらゆる分野へ参画することが必要となっています。こうしたなか、町では、男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策に鋭意取り組んでいるところです。

それでは、4点質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目「各種審議会やまちづくりカフェといった取り組みへの女性の参画状況は」についてですが、平成28年度の審議会等における女性委員の登用率については、16審議会の総委員数161人に対し、女性委員26人で、登用率は16.1%となっています。また、町民意見を町政に反映させる取り組みである、まちづくりカフェへの女性の参加状況は、毎回変動はありますが、全登録者44人のうち女性は21人で約半数となっています。町としては今後とも審議会等、政策や方針決定の場への女性の参画促進に努めてまいりたいと考えております。

続いて2点目「男女共同参画懇話会の啓発等の取り組みの現状と課題は」についてですが、中井町男女共同参画推進懇話会は、本町における男女共同参画社会の形成に向け、関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置しているもので、町施策への意見提案のほか、毎年9月の中井町男女共同参画推進月間の実施、年2回の啓発情報誌の発行、男女共同参画推進講演会の開催などに携わっていただいております。委員は6名で、全員公募により就任いただいております。なお、公募委員については近年は男性の応募がなく、ここ数年、男性委員は1名であることから、その割合を高めていくことが今後の課題の一つになるものと考えます。

3点目の「女性の採用試験受験者を増やす取り組み、ホームページ等での広報する考え」についてですが、現在、職員募集に当たっては、広報紙、ホームページに試験案内を掲載するほか、全国の市町村の採用試験情報を提供している地方公共団体情報システム機構に情報提供しており、中井町の採用試験を受験する意思のある方は、インターネットで検索すれば職員採用関連情報だけでなく、中井町の情報を広く得ることができる状況にあると認識しております。また、言うまでもなく、職員の採用に当たっては、性別に関係なく、受験者の能力や人間性から採用者を決定しています。

このことから、魅力ある町づくりのための努力と、働きやすい職場環境を整備することが、男女を問わず、中井町職員になることに魅力を感じ、良い人材に受験していただくことに繋がっていくものと考えております。

次に、4点目の「イクボス宣言の活用」についてですが、女性職員だけでなく男性職員も活躍しやすい職場環境を整えるためには、長時間勤務を是正し、職員がお互いの業務をカバーし合い、休暇等を取得しやすい職場環境を作り、ワークライフバランスの推進を図ることが必要だと理解しております。

男性職員の育児休業だけでなく、介護休暇については男女ともに制度の利用が進んでいない状況、また低い年次休暇の取得率などの本町の現状をみると、制度の整備とあわせて制度を有効に利用できる職場環境の整備や雰囲気づくりも必要であると認識しております。加えて、女性の活躍の推進のための環境整備を公務部門で率先垂範することが国から求められていることから、「中井町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に定めた目標を達成するための取り組みの推進状況をみながら、特別職・管理職によるイクボス宣言を実施したいと考えております。

【問】7(2)里都まちブランドは町民とともに

8番 戸村 裕司

町は、町内の地域資源を活かし、生産者や事業者等との協同による里都まちブランドプロジェクトを開始した。起業や雇用の創出による地域経済の活性化が狙いだが、単にブランド認証を行っても、そうした産品を地域住民が普段から口に出なければ、地元から遊離した名物が作られかねない。そのため、ブランディングには町民の理解や推奨も不可欠だ。平成25年前後から広がった、いわゆる「乾杯条例」は、生産者や事業者の主体性だけでな

く、町民等の協力を求めており、地場産品意識を高める役目も担っている。

中井町は多品種の野菜が採れ、また産地の北限であるミカンも一時期を築いただけでなく、現在も多様に栽培されている。こうした資源を町民が味わい、広げていくために以下について質問します。

- 1、地域の農産品の付加価値向上に向けた戦略的な取り組みや支援は。
- 2、あしがらローカルブランディングと里都まちブランドのすみ分けと効果的な運用は。
- 3、直売所や道端販売所を認証する考えは。
- 4、町内野菜などの農産品を町民がもっと味わう「推進条例」を作る考えは。

【町長答】

町では、高齢化や人口減少が進んでいる状況のなか、定住・交流人口の増加や、新たな事業化などによる地域経済の活性化を目的として、町民が推奨できる農産物や一次産品を活用した加工品を里都まちブランドとして認証していくことと、生産者など各方面からの関係者で組織した里都まちブランド部会により、協議を進めているところであります。

1点目の「地域の農産物の付加価値向上に向けた戦略的な取り組みや支援は」のご質問にお答えいたします。

現在、本町で生産されている農産物は、主に農協、市場への出荷のほか、それぞれの農産物直売所などで出荷販売されております。販売農家の所得向上に繋がるよう、付加価値を付ける取り組みは全国各地で試みがされていますが、大消費地の近くに位置する本町の優位性を活かして、消費者が求める安全安心な食の提供や、商工業者と連携した六次産業化による特産品づくりによる生産量の増大などから、農業者の経営の安定を図っていきたいと考えております。

次に2点目の「あしがらローカルブランディングと里都まちブランドの関わり」についてお答えいたします。

あしがらローカルブランディングは、足柄上地域1市5町が行政間の枠を超え連携し、現存する地域の観光資源を活用して、「足柄エリアの地域イメージの浸透」を図るべく各種の観光事業に取り組み、足柄地域の活性化を推進することで、個々の地域振興策をより効果的なものになるものと協議・検討を進めているところであります。冒頭述べさせていただきました里都まちブランド事業とは異なりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に3点目の「直売所や道端販売所を認証する考えは。」のご質問にお答えします。

町では、本町で生産される安全安心な農産物や、一次産品を活用した加工品などによるブランド作りから地域活性化を図る目的に、その開発支援やその後の認証制度について「里都まちブランドプロジェクト部会」で議論・検討しているところであります。

ご質問の農産物直売所が認証の対象とすることについては、現在のところ考えてはございませんが、農産物直売所は生産者と消費者の顔が見え、安全安心を獲得でき、販路の拡大にもつながることから、今後の課題として議論していきたいと考えます。

次に4点目の「町内野菜などの農産品をもっと味わう推進条例を作る考えは。」のご質問にお答えします。

町としましては、現段階では条例の制定ではなく、町内野菜の消費拡大と地産地消を推進すべく、消費者である町民にPRすることや、安全安心な農産物の生産など、JA等関係機関と協議してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。